

今後の事務・サービス等のあり方

平成 27 (2015) 年 3 月
川崎市

はじめに

本市は、現在、30年後の将来を見据えた総合計画の策定を進める中、10年後の市制100周年に向け、スタートを切ったところであり、川崎の活力と魅力づくりとともに、市民生活の安全・安心にも配慮した持続可能なまちづくりを進めています。

一方で、こうした取組の実施には、財源が必要となります。また、これまで進めてきた3,000人の職員の削減などの行財政改革の成果とともに、他都市を上回る人口の増加、指定都市トップである人口一人あたり課税対象所得額など、本市の行財政の状況は比較的良好であるとされています。しかしながら、普通交付税・臨時財政対策債が大幅な減少となり、その影響が今後も続くことに加え、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関連経費の増加は避けられない状況にあることなどから、平成27(2015)年度以降の数年間には収支不足が見込まれており、本市の財政は厳しい状況にあります。

こうした厳しい状況のひとつの大きな要因として、本市においても、高齢化の急速な進展等により、サービスの受け手が増加する一方、その支出の担い手はそれほど増加していないことが挙げられます。また、このような変化は一過性のものではなく、社会の構造的な変化に根ざしたものであると言わざるを得ず、創意工夫を凝らしながら抜本的な対応を行っていくことが不可欠となります。

私は、就任間もない平成26(2014)年3月に「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」を策定し、市役所内部の改革を切れ目なく進めておりますが、今後も、市として必要な市民サービスを安定的かつ確実に提供するとともに、未来を担う子どもたちの支援を充実させていくには、早急に市民サービスの再構築等に取り組む必要があると判断し、このたび、「今後の事務・サービス等のあり方」をとりまとめました。

これに基づき、施策の優先順位付けを行いながら、スクラップ・スクラップ・アンド・ビルドにより、当初目的の薄れた市民サービスの見直しや、世代間の受益と負担を考慮した市民サービスの再構築などを行い、持続可能な制度の下、真にサービスを必要とする方に、より質の高いサービスを提供していく「質的改革」を、全市を挙げて進めてまいりますので、市民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

川崎市長 福田 紀彦

目次

1	取組の背景	1
	(1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性	1
	(2) 厳しさが続く財政状況	3
	(3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性	4
2	今後のあり方	6
	(1) 取組の位置付け	6
	(2) 市民サービス等	7
	ア 施設の管理・運営	9
	イ 補助・助成金	10
	ウ イベント等	11
	エ 表彰・顕彰・認定	12
	オ 参加・協働の場	13
	カ 公聴及び相談・苦情申し立ての聴取等	14
	キ 許認可等	14
	ク 出版物等	15
	(3) 内部事務	17
	ア 政策推進計画等（策定・進行管理）	18
	イ 意思決定（庁内会議等）	19
	ウ 内部管理	20
3	今後のスケジュール	20

1 取組の背景

(1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性

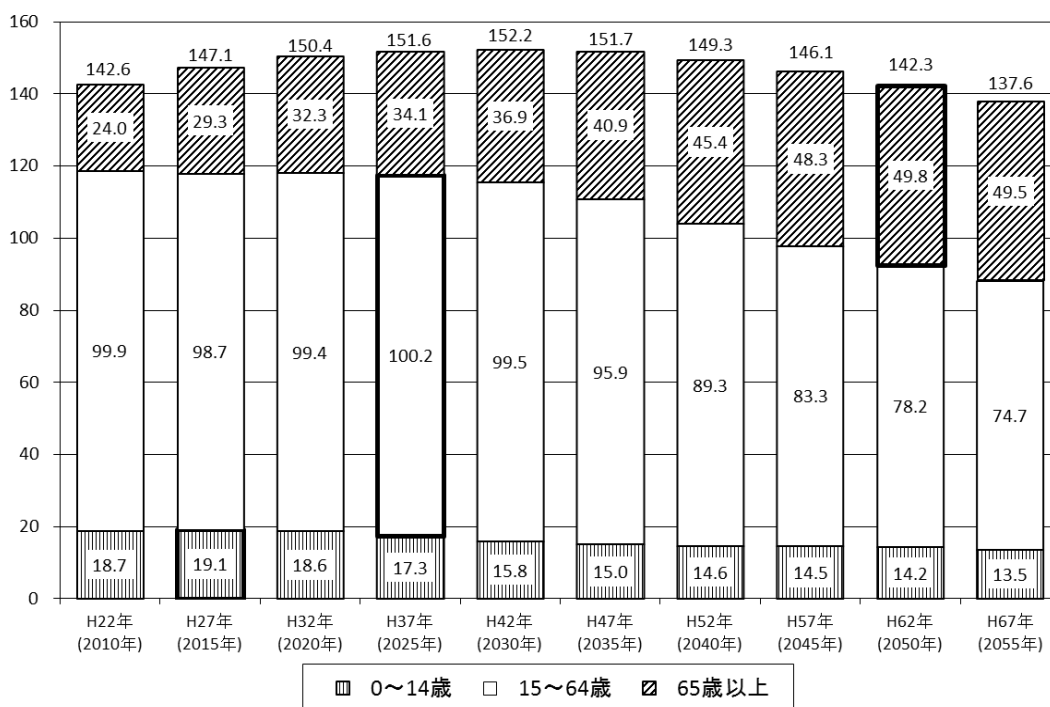
我が国においては、少子高齢化の一層の進展により、死亡数が出生数を上回る人口減少社会に突入しており、その減少幅も拡大傾向にあります。

一方、本市は、魅力あるまちづくりの奏功等により、一部地域における人口流入などに伴い、人口は増加しており、平成 26 (2014) 年 10 月現在 146.1 万人の人口は、ピークとなる平成 42 (2030) 年の約 152.2 万人まで増加を続け、その後、減少していくことが見込まれています。

しかしながら、こうした人口が当面増加し続ける中においても、年少人口 (15 歳未満) は平成 27 (2015) 年度をピークに減少し、また、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) も平成 37 (2025) 年度をピークに減少していくことが見込まれています。一方、老年人口 (65 歳以上) は増加を続け、約 20 年後の平成 47 (2035) 年度には、その割合は、人口の 4 人に 1 人を示す 25% を超える状況が見込まれるなど、少子高齢化は、一層進展していくことが想定されています。

本市は、こうした少子高齢化の一層の進展や、引き続き見込まれる人口の増加等により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しながらも、やがて訪れる人口減少期を見据えた市民サービス提供のあり方を見極めなければならないといった大変難しい行財政運営の舵取りが求められる状況となっています。

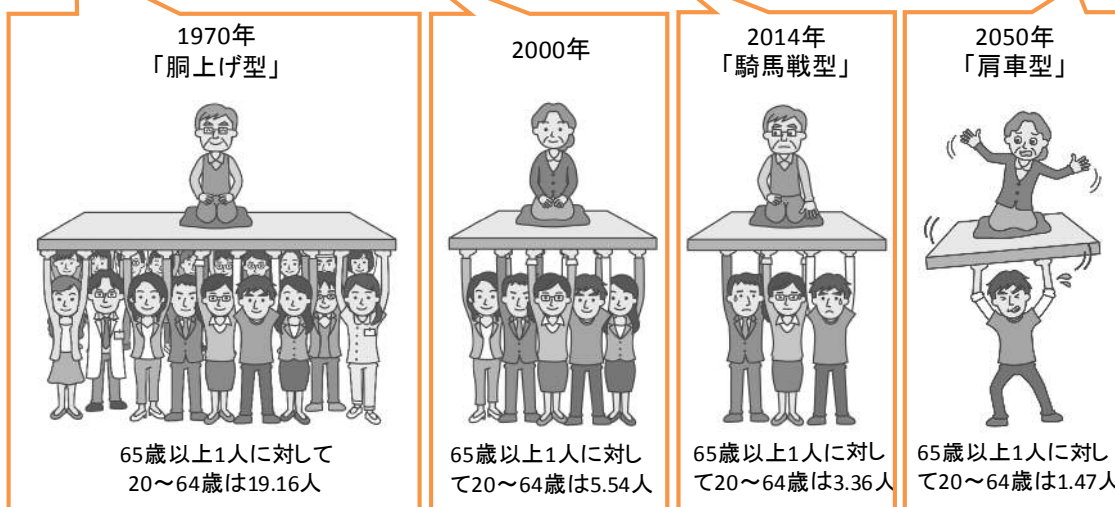
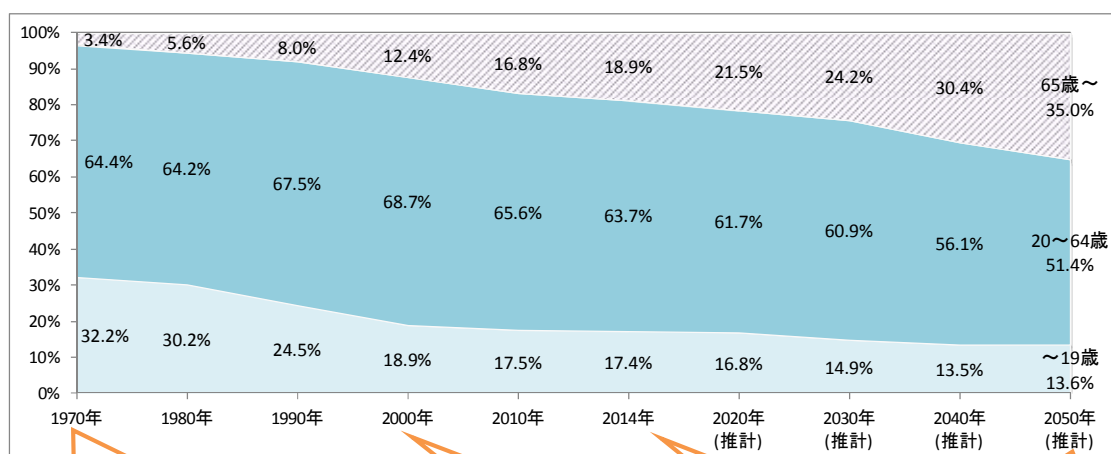
図表 1 本市将来人口推計 (平成 26 (2014) 年 8 月)



また、本市の世代構成は、政令指定都市に移行した1970年代から大きく変化しており、移行当時は、約19人の現役世代で1人の高齢者を支える「胴上げ型」であったものが、平成12（2000）年度には現役世代約5人に対し高齢者1人となり、現在は、現役世代約3人で高齢者1人を支える「騎馬戦型」となっています。さらに、前述の人口推計によれば、平成62（2050）年度には現役世代1人で高齢者1人を支える「肩車型」になることも想定されます。

こうした中、新たな担い手を育成する子ども・子育て支援の充実や、元気な高齢者はサービスの担い手として可能な限り活躍してもらう取組が必要であるとともに、事務・サービス等についても、当初目的が薄れてきたもの、あるいは、開始から一定期間経過したものの見直しはもとより、こうした世代構成の変化に合わせ、そのあり方を不断に見直していくことが必要不可欠な状況となっています。

図表 2 世代構成の変化

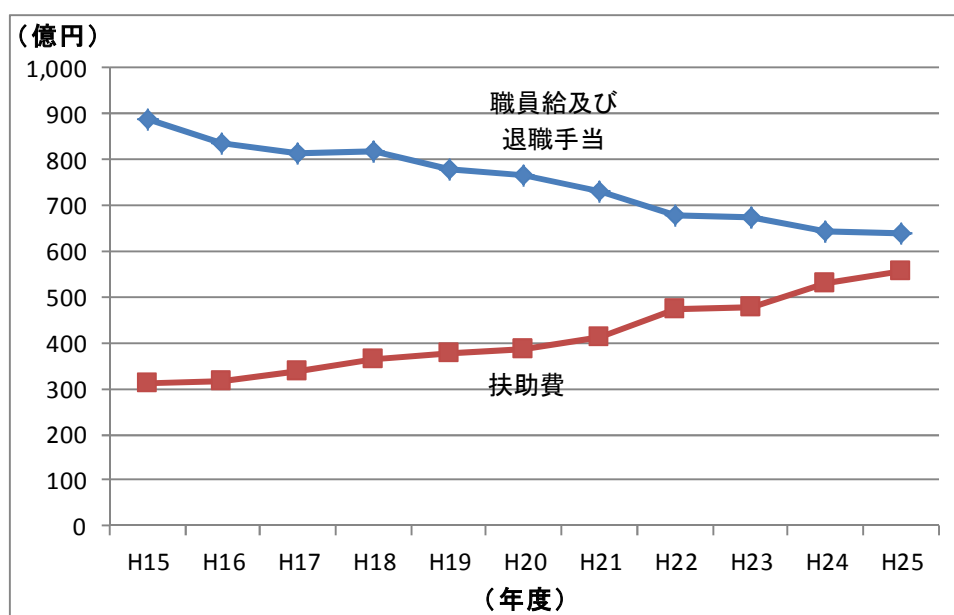


(2) 厳しさが続く財政状況

本市は、財政再建団体への転落も想定される危機的状況から、平成 14(2002)年 7 月に「財政危機宣言」を行った以降、これまで 4 次にあたる行財政改革プランを策定し、「民間でできることは民間で」を基本とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度の導入等をはじめとする行財政改革により、約 3,000 人の職員数の削減に伴う職員給（予算額）ベースでの 264 億円の歳出削減など、大きな効果を上げてきました。

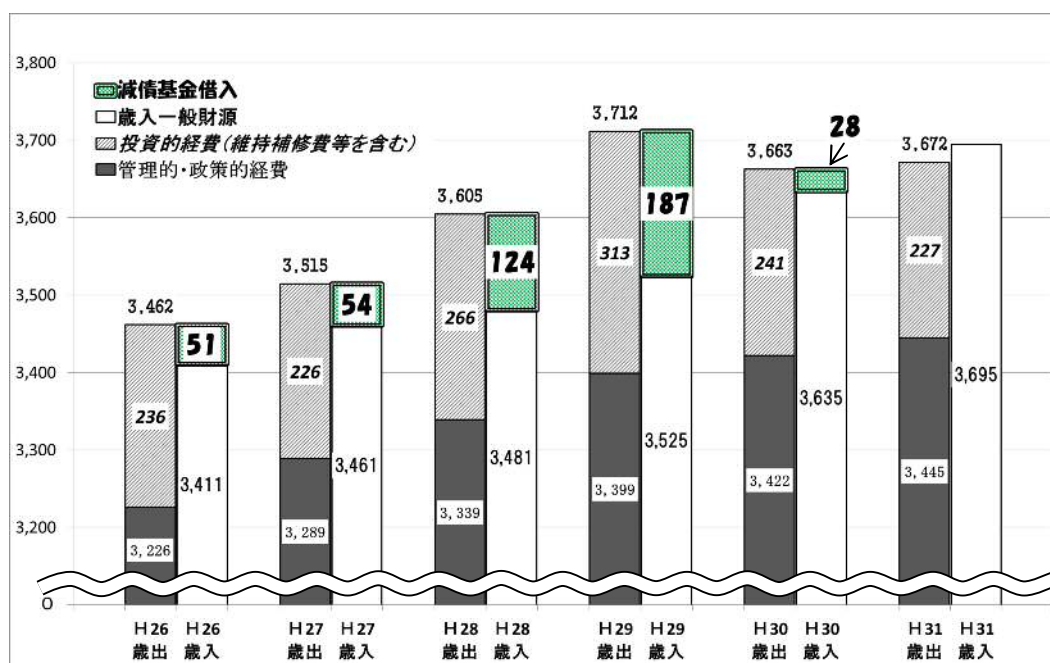
こうした民間活力の導入による効率的・効果的な行政体制の整備などの市役所内部の改革については、平成 26(2014)年 3 月に「行財政運営に関する改革プログラム」を策定し、切れ目なく推進しているところですが、一方で、少子高齢化の進展への対応の必要性から、扶助費は年々増加し、これまでの行財政改革による職員数削減の効果を、ほぼ相殺している状況となっています。

図表 3 職員給等と扶助費の推移（一般財源ベース）



平成 27(2015)年度予算においては、さらに、普通交付税・臨時財政対策債が大幅な減少となる中、必要な施策について時機を逸することなく推進するため、収支不足が見込まれることにより、減債基金からの新規借入れを行い、対応することとしました。また、平成 28(2016)年度以降の数年間、計画的に進めてきた大規模施設整備などによって、財政需要がさらに増加し、引き続き減債基金の活用が必要となる状況が見込まれており、こうした財政状況を前提とした対応が必要な状況となっています。

図表 4 今後の収支見通し（一般財源ベース）



出典：「平成 27 年度川崎市予算について」（2015（平成 27）年 3 月）

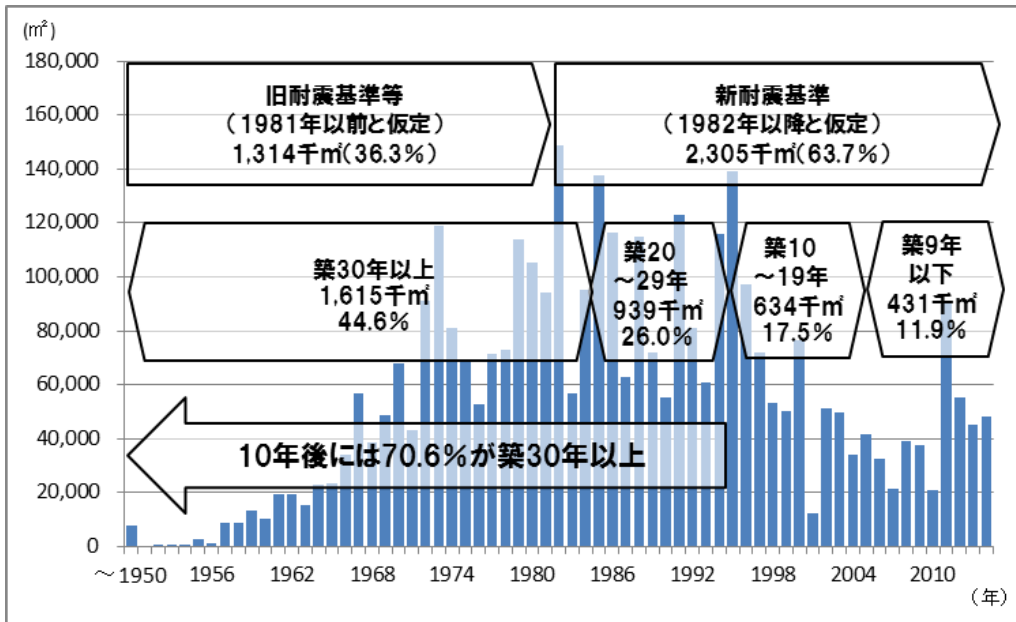
（3）中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

本市は、社会教育施設や、文化施設、学校施設などの建築物や、道路、橋りょうなど、市民の豊かな暮らしと、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな施設を保有しています。これらは、高度経済成長期や、政令指定都市への移行期における都市としての役割の大幅な拡大に伴い集中的に整備された経年のものも多く、公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、10 年後には、床面積ベースで全体の約 7 割が築 30 年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます。

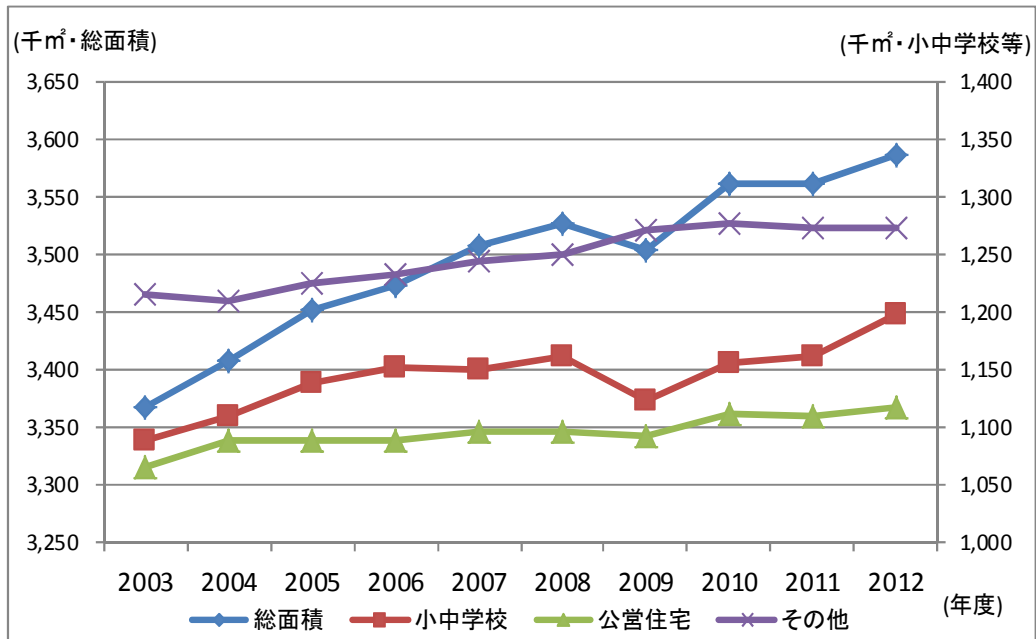
また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小中学校の新設等や、低層・市営住宅の建替え時における居室スペース等の拡大などにより、平成 15（2003）年度から平成 24（2012）年度までの 10 年間で約 22 万㎡増加しています。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担は元より、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

したがって、本市施設の状況をあらゆる角度から分析し、さらに、地区別・年齢別の人口動態等も十分に考慮し、施設のあり方を再検証した上で、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を進めていく必要があります。

図表 5 公共建築物の建築年別床面積



図表 6 公共建築物の総床面積の推移



2 今後のあり方

(1) 取組の位置付け

「1 取組の背景」の厳しい状況を踏まえ、持続可能な行財政基盤を構築していくとともに、多様化・増大化する市民ニーズに対応した真に必要な施策・事業を着実に推進し、より質の高い市民サービスを提供していくためには、効率的・効果的な行政体制の整備等の従来からの改革に加え、改革の取組の一つとして、事務・サービス等の見直しを、これまで以上に強力で推進していく必要があります。

以下、図表 7 の分野横断的な分類に基づき、事務・サービス等をゼロベースで見直すための原則的な考え方を示します。

図表 7 事務・サービス等の分類一覧

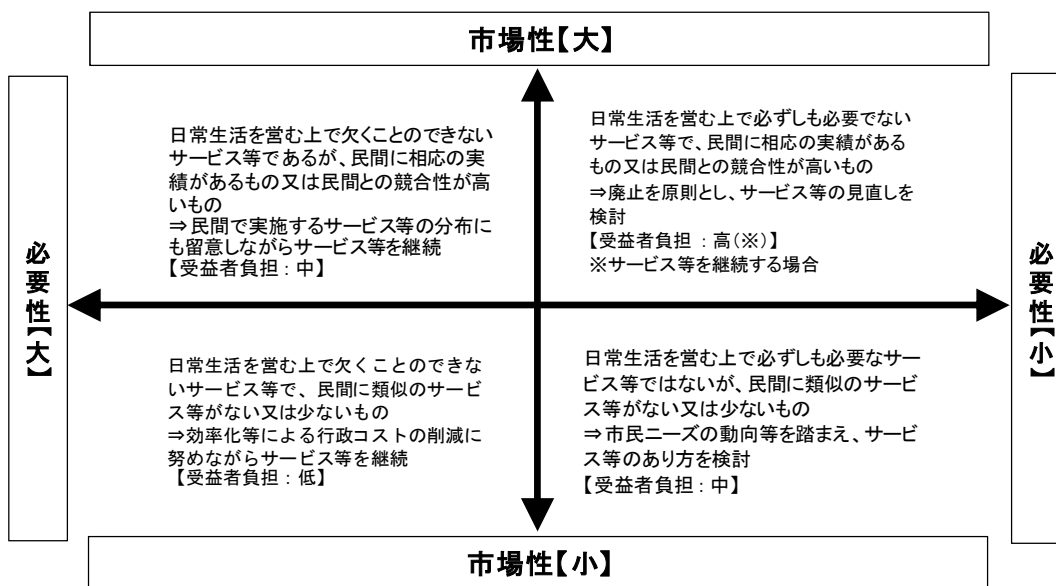
大分類	分類
(2) 市民サービス等	ア 施設の管理・運営
	イ 補助・助成金
	ウ イベント等
	エ 表彰・顕彰・認定
	オ 参加・協働の場
	カ 公聴及び相談・苦情申し立ての聴取等
	キ 許認可等
	ク 出版物等
	(3) 内部事務
イ 意思決定（庁内会議等）	
ウ 内部管理	

※分類は、市民サービス等又は内部事務のすべてを網羅するものではない。

(2) 市民サービス等

市民サービス等の見直しについては、図表 8 のとおり、サービス等の「必要性」と「市場性」の視点によるマトリックスを大まかな判断の枠組とした上で、図表 9 の「見直しの視点」を考え方の基準とします。

図表 8 必要性と市場性の視点による市民サービス等見直しのマトリックス



※「必要性」と「市場性」の定義については、「図表 9 見直しの視点」を参照

図表 9 見直しの視点

必要性	サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。日常生活を営む上で欠くことのできないサービス等か。効果が特定の市民等に限定されないサービス等か。市が実施すべきか。
市場性	委託契約等の行政の直接的な関与無しで、民間により同種のサービスが実施されているか、又は、実施可能か。特に、民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かさないか。
効率性	コスト等に見合った効果が得られているか。より少ないコスト等で、より大きな効果が得られないか。
有効性	サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。
公平性	サービス等の実施による受益と負担は適当か。
協働可能性	サービス等の提供に当たり、市民やNPOとの協働による効率向上の可能性はないか。
類似性	サービス等が重複していないか。市民にとってわかりやすいか。
持続可能性	持続可能な制度となっているか。世代間における受益と負担は適当か。

また、本市では、多岐の行政分野にわたるさまざまな市民サービス等を実施していますが、P.6・「図表7 事務・サービス等の分類一覧」のいずれの分類にも属さないものも含め、その全般的な基本的な見直しの考え方は次のとおりです。

【基本的な見直しの考え方】

- ・「持続可能性」の視点から、対象の増加により負担増が見込まれるものについては、対象の絞込みや、受益と負担の適正化などのサービスの再構築により総額の抑制に取り組みます。
- ・「効率性」・「協働可能性」の視点から、民間への委託化や、地域主体の共助の仕組みづくり、ボランティア団体との連携など、効率的かつ、より質の高いサービス提供に向けた事業実施手法を導入します。
- ・「必要性」・「市場性」の視点から、類似のサービスが民間にあるものについては、民間サービスの成熟の度合いを考慮しながら、市の関与は最小限とするとともに、廃止も検討します。
- ・国の法令等による義務付けがあるもので、国の基準を上回る、いわゆる「上乘せ」により多額の事業費を要しているものについては、「効率性」・「有効性」の視点から見直しを行います。

ア 施設の管理・運営

本市は、「必要性」の極めて高い、いわゆる社会基盤施設をはじめ、特定のニーズに対応した施設に至るまで、福祉、教育、経済、文化・芸術等の各種行政分野にわたる、さまざまな施設を保有しています。

「施設の管理・運営」についての民間活用等の観点からの全般的な見直しの考え方は次のとおりです。

【見直しの考え方】

■民間活用等の観点

- ・指定管理者制度の導入など、「効率性」の視点から、民間活力の導入を基本とするとともに、「協働可能性」の視点から、市民団体等との協働による管理・運営の可能性についても検討します。
- ・民間主体の経営で一定の利益を確保できる見込みのある施設については、「市場性」の視点から、施設の民間への譲渡を進めます。

■施設の長寿命化の観点

- ・施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、予防保全による施設の長寿命化を進めます。

■資産保有の最適化の観点

- ・各家庭からの徒歩・自転車利用圏内で、市内均一に配置する地域の市民利用施設等を中心に、施設更新時等を契機とした施設の複合化を進めます。
- ・「効率性」・「有効性」の視点からの施設配置の検討や、用途・利用対象者の拡大を図ります。また、必要性の乏しい施設は廃止を検討します。

■財産の有効活用の観点

- ・施設余剰地・余剰床の有効活用を進めるとともに、メディアへの露出度の高い施設についてはネーミングライツを導入することにより、収入を確保します。

■受益者負担の観点

- ・「使用料・手数料の設定基準」（平成 26（2014）年 7 月）に基づき、「受益と負担の適正化」の観点から、適正な原価に基づく使用料を徴収していくとともに、原価については、コスト削減の取組や、施設の運営状況等を踏まえ、継続した見直しを進めます。

イ 補助・助成金

本市は、セーフティネットの充実や、まちの魅力等の付加価値の創出、あるいは、公民の役割分担を構築する有効な手段として、個人、事業者、団体に対し、さまざまな補助・助成を行っています。

こうした「補助・助成金」の全般的な見直しの考え方については、次のとおりです。

【見直しの考え方】

- ・引き続き、「補助・助成金見直し方針」（平成 17（2005）年 3 月）に基づく、特定財源型、協調型等の性質分類別の見直しを基本とします。また、同方針についても、これまでの状況の変化を踏まえ、改訂を検討します。
- ・交付実績が少ないなどの事業費が少額なものは、「必要性」の視点から、廃止を含めた見直しを行います。
- ・民間等の呼び水として実施したものや、施策を促進・先導するために実施したものについては、交付件数等に見た目的達成の度合いを踏まえ、現時点で役割を終えているものは、廃止を含めた見直しを行います。また、新たに、交付する場合には、時限とすることを基本とします。
- ・出資法人への補助については、「出資法人の経営改善指針」（平成 26（2014）年 4 月）に基づき、事業の目標を明確化した上で、費用対効果の面から達成度を的確に評価し、事業運営費の抑制を図るなど、更なる適正化や削減に向けた見直しを行います。
- ・特定の個人や事業者に対する補助については、効果の波及範囲を考慮し、それが限定的な場合には、廃止を含めた見直しを行います。

ウ イベント等

本市では、教育、スポーツ、音楽等の多岐の分野にわたるさまざまなイベント・フォーラムや、本市の政策・施策の推進に寄与する製品の展示会等を開催しています。

こうした「イベント等」については、

(ア) 効果が特定の市民などに限定されるイベント等

(イベント等のうち、定員制限のあるもの、又は、一般的な趣味・娯楽の充足に寄与するもの。その他、製品の展示会等)

(イ) 効果が特定の市民などに限定されないイベント等（上記以外）

といったグループに大別されます。

(ア) のグループについては、効果が特定の市民等に限定されることから、全般的に「必要性」は低く、民間でも開催実績があるものも多いことから「市場性」は高い一方で、(イ) のグループについては、「必要性」は高く、「市場性」は低いといえます。

こうしたグループごと、又はイベント等全般の見直しの考え方については、次のとおりです。

〔イベント等全般〕

【見直しの考え方】

- ・当初目的を踏まえた取組成果を検証し、成果の乏しいものについては、「有効性」の視点から、廃止を含めた見直しを行います。
- ・魅力あるまちづくり等を目的として、開始当初は本市が事業を主導する場合でも、本市のブランド力を活かすことなどにより付加価値を高め、地域や民間事業者主導に変えていくよう努めます。

(ア) 効果が特定の市民などに限定されるイベント等

【見直しの考え方】

- ・製品の展示会等を中心に、民間で同種のサービスが行われているものについては、「必要性」・「市場性」の視点から市の関与は最小限とするとともに、廃止も検討します。
- ・効果が特定の市民等に限定されるほか、企業の売上に貢献するものもあることから、「公平性」の視点により行政コストの全額を受益者負担とすることを基本とします。

(イ) 効果が特定の市民などに限定されないイベント等

【見直しの考え方】

・「効率性」の視点から、行政コストの低減に努めます。

エ 表彰・顕彰・認定

本市に貢献した市民等の表彰・顕彰や、本市の政策・施策の推進に寄与する優れた製品、技術等を認定する事業について、表彰・顕彰は、全般的に「市場性」は低く、「必要性」は高い一方で、製品の認定に関しては民間の認証・認定機関も存在することから、全般的に「市場性」は高く、「必要性」は低いといえます。

(ア) 本市に貢献した、又は貢献を期待する市民・企業の表彰・顕彰

(イ) 優れた製品・技術等の認定

といったグループに大別されます。

こうしたグループごとの見直しの考え方については、次のとおりです。

(ア) 本市に貢献した、又は貢献を期待する市民・企業の表彰・顕彰

【見直しの考え方】

・同種の表彰等も存在することから、「類似性」の視点により統廃合を行います。
・「効率性」・「有効性」の視点から、行政コストの高いものを中心に、毎年実施から隔年実施にするなどの事業の簡素化を図ります。

(イ) 優れた製品・技術等の認定

【見直しの考え方】

・本市が認定することの効果を検証し、効果の乏しいものについては、「有効性」の視点から、廃止を含めた見直しを行います。
・民間の認証・認定機関も存在することから、「必要性」・「市場性」の視点から、市の関与は最小限とするとともに、廃止も検討します。
・結果的に特定の企業の売上にも貢献するものであることから、「公平性」の視点により行政コストの全額を受益者負担とすることを基本とします。

オ 参加・協働の場

市民等の政策・施策への参加を促し、その意見を取り入れ、又は協働を実践するための事業については、川崎市自治基本条例の考え方の根幹をなすものであることから「必要性」は高く、「市場性」は低いといえ、主に、「効率性」、「有効性」、「類似性」の視点からの見直しが重要となります。

こうした「参加・協働の場」については、市民等関与の度合いが小さい順に、

(ア) 学習機会の提供（各種政策の担い手育成研修・講座など）

(イ) 協働の実践等を見据えた政策・施策への意見の聴取

（附属機関、懇談会を含む市民等参加型の会議）

といったグループに大別されます。

グループごとの見直しの考え方については、次のとおりです。

(ア) 学習機会の提供

【見直しの考え方】

- ・一定期間の検証を踏まえ、市民参加の実践につながっていないものについては、廃止を含めた見直しを行います。

(イ) 協働の実践等を見据えた政策・施策への意見の聴取

【見直しの考え方】

- ・開催頻度の低いもの、設置目的が類似するものについては統廃合を行います。
- ・複数回の実施により、回を重ねること自体が目的となり、マンネリ化していくことが想定されるため、マンネリ化しているもの、あるいは、設置から一定期間経過したものについては廃止を検討するとともに、新たに設置する場合についても、予め、期限を定めることを原則とします。
- ・最終的に協働の実践を目的としているものについて、これにつながっていないものは、廃止を含めた見直しを行います。

カ 公聴及び相談・苦情申し立ての聴取等

市民からの市政運営に対する意見、苦情等の聴取や、各種相談の受付等については、一部の専門相談対応等を除き、全般的に「必要性」は高く、「市場性」は低いことから、主に、「効率性」、「有効性」、「類似性」の視点からの見直しが重要となります。

「公聴及び相談・苦情申し立ての聴取等」の全般的な見直しの考え方は次のとおりです。

【見直しの考え方】

- ・本市は他都市に先駆けた長期実施の事業も多く、また、意見聴取等のための数多くの手段や窓口を設置しています。したがって、設置から長期を経過したものについての、利用件数等に応じた見直しを行うとともに、類似する事業については、単位当たりの行政コストを十分に勘案し、市民から見たわかりやすさの観点も踏まえた上で、法的権限・義務のある事業への一元化を行います。

キ 許認可等

公共の福祉の増進等のため、民間の事業活動などを規制し、一定条件を満たした場合にこれを認める「許認可等」については、全般的に「必要性」は高く、「市場性」は低いといえます。

その全般的な見直しの考え方は次のとおりです。

【見直しの考え方】

- ・全体として新たな規制が増えており、同様のものも見られることから、「類似性」の視点による整理・統合を進めます。
- ・企業に対する許認可等で、結果的に、その売上に貢献するものは、「公平性」の視点から、一定の受益者負担を求めることを検討します。

ク 出版物等

本市が発行する出版物は、市政のトレンドを紹介するもの、推進する施策・事業の取組状況等を周知するものなど、さまざまなものがあり、全般的に「市場性」は低く、一部の特定のニーズに応じ販売されるものを除き、「必要性」は高いといえます。

こうした「出版物等」については、

- (ア) 広く無償で配布するもの
 - (イ) 特定のニーズに応じ無償で配布するもの（事業概要等）
 - (ウ) 特定のニーズに応じ販売するもの
- といったグループに大別されます。

こうしたグループごと、又は出版物等全般の見直しの考え方については、次のとおりです。

〔出版物等全般〕

【見直しの考え方】

- ・ 広く配布され、多くの市民の目に触れるものを中心に、広告掲載による収入確保を基本とします。
- ・ 在庫、廃棄等の残部数の状況を踏まえ、「効率性」の視点からの発行部数の適正化等の見直しを図るとともに、ニーズの乏しいものについては、「必要性」の視点から、廃止を含めた見直しを行います。
- ・ 内容が重複するものについては、「類似性」の視点から、統廃合を行います。

(ア) 広く無償で配布するもの

【見直しの考え方】

- ・ 特に、広告掲載の効果が高いことから、発行に当たり広告会社が広告の募集・掲載を含めて一括で受託し、行政側の負担を最小限としている他都市の事例も参考に、発行方法を見直します。
- ・ インターネットや図書館等での閲覧を可能とします。

(イ) 特定のニーズに応じ無償で配布するもの

【見直しの考え方】

- ・インターネットや図書館等での閲覧を可能とし、配布する場合には、「公平性」の視点から、受益者負担を原則とします。
- ・個別の施策・事業の概要や、取組状況を周知する、いわゆる「事業概要」については、1つの局で複数作成している場合もあり、併せて、ニーズの有無や、市民から見た分かりやすさなどを踏まえた「効率性」・「有効性」・「類似性」の視点から、スリム化や統廃合を行います。

(ウ) 特定のニーズに応じ販売するもの

【見直しの考え方】

- ・売上部数の少ないものは、「効率性」・「有効性」の視点から、廃止を含めた見直しを行います。

(3) 内部事務

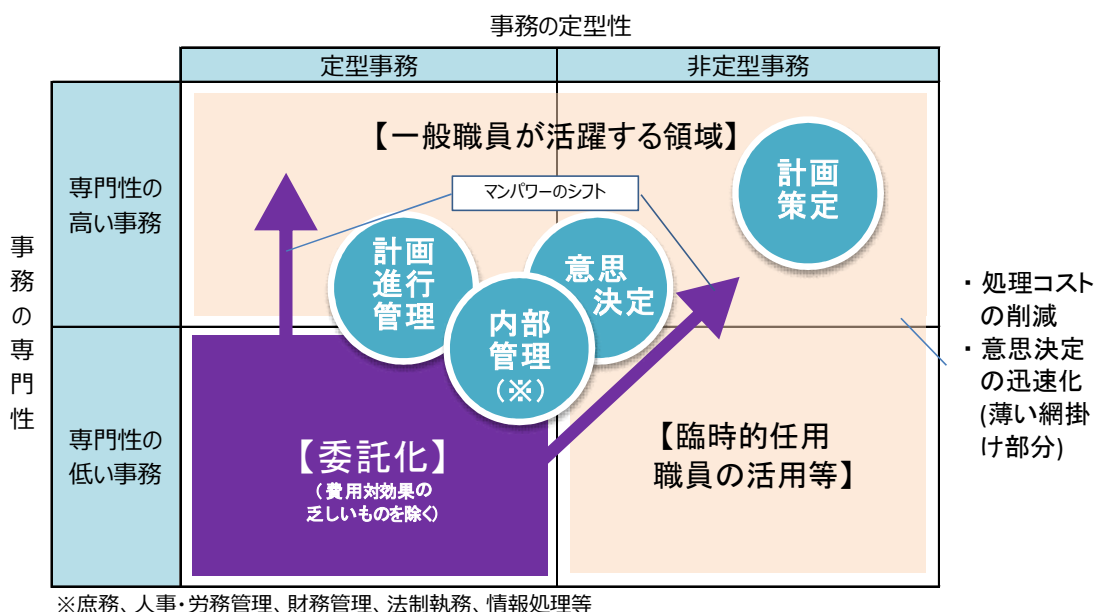
政策推進計画等の策定・進行管理、意思決定（庁内会議等）、内部管理（庶務、人事・労務管理、財務管理等）などの内部事務は、図表 10 のとおり、事務の「専門性」と「定型性」の視点から区分することができます。

こうした視点を踏まえた内部事務全般についての基本的な見直しの考え方は、次のとおりです。

【基本的な見直しの考え方】

- ・ 専門性が低い事務における臨時的任用職員の活用等や、専門性の低さに加え定型の事務については委託化を図ることにより、一般職員のマンパワーを専門性の高い事務へシフトしていくことを基本とし、その上で、専門性が高い事務については、処理コストの削減や、意思決定の迅速化の観点から見直しを図ります。

図表 10 内部事務の専門性と定型性による区分



ア 政策推進計画等（策定・進行管理）

本市では、総合計画をはじめ、各行政分野における政策・施策を推進するための個別計画など、多くの政策推進計画等を策定しています。

個別計画については、従来の本市総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」の実行計画と合わせ、おおよそ3年毎で策定又は改訂されてきたものも多く、その数は、平成26（2014）年度現在を計画期間とするもののうち、直近10年間で策定又は改訂されたものだけでも約150計画あり、その総コストは約18億円に上ると推計されます。

また、庁内への取組推進を求める計画等については、その計画期間において各部署の進行管理を行っており、進行管理の対象が全庁にわたるものを中心に、多くの行政コストを要している状況にあります。

こうした政策推進計画等についての見直しの考え方は次のとおりです。

【見直しの考え方】

- ・ 内容が重複するものや、目的を一定程度達成したものについては統廃合を進めます。
- ・ 市民から見た分かりやすさなどを踏まえ、スリム化を図ります。
- ・ 対象が多いことなどにより、進行管理が、単なる年次の取組状況の集約に終わっているなど、形骸化しているものについては、対象を複数年次に分け、分析等を通じた取組是正を可能とするなど、有用な進行管理となるよう、見直しを行います。

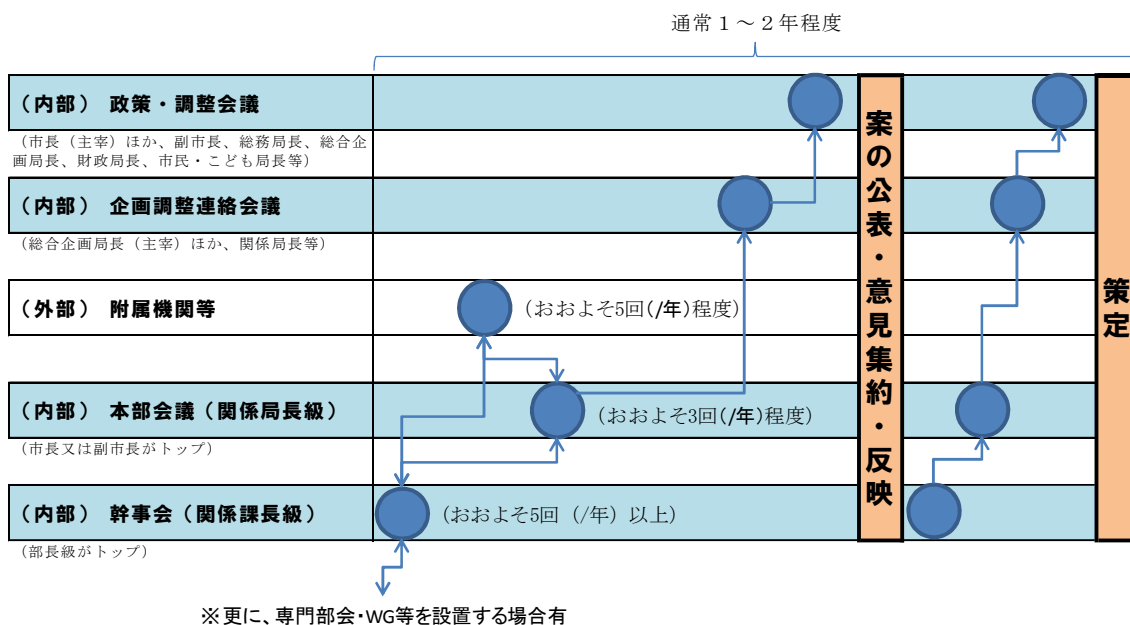
イ 意思決定（庁内会議等）

本市では、「意思決定」の手段として多くの庁内会議を設置しています。その数は、市長又は副市長をトップとする会議とそれに付随する下部会議だけでも約130に上り、これら会議の年間総開催回数は約360回、年間総会議時間は約430時間、年間総配布資料枚数は約55万枚、また、これらを踏まえた年間総コストは2億円超と推計されます。

前述の政策推進計画等の策定における意思決定を例に挙げれば、図表11のとおり、通常、計画等の策定に要する1～2年間に於いて、市長又は副市長をトップとする庁内会議や、その下部会議、学識経験者などで構成される附属機関等を経て、政策決定を行う会議に至るまで、多くの会議開催を要し、意思決定に多大な時間・労力・コストを要している状況にあります。

また、会議の出席者についても、本部会議等と、政策決定を行う会議とで多数の重複が見られるケースもあり、議題に応じた個々の会議開催の意味合いも踏まえた会議全体の効率化を図っていく必要があります。

図表 11 個別計画策定における意思決定のプロセス（典型例）



こうした庁内会議をはじめとする意思決定についての見直しの考え方は次のとおりです。

【見直しの考え方】

- ・実質的な議論がほとんどされていないなどの形骸化している会議、内容が重複する会議、開催回数の少ない会議についての統廃合を行います。併せて、関連する事業についての見直しを検討します。
- ・必要な会議についても、開催回数や出席者は必要最小限とします。また、資料については、枚数の削減を図るとともに、ペーパーレス化についても検討します。
- ・意思決定全般として、関連規則・規定の適正運用を図りつつ、決定過程の簡素化や、下位職への決定（決裁）権限の移譲等を行い、迅速化を図ります。

ウ 内部管理

「内部管理」については、庶務、人事・労務管理、財務管理、法制執務、情報処理等さまざまな事務がありますが、いずれも直接的に公共の福祉の増進に寄与するものではなく、それぞれの目的を念頭に置き、その達成が可能な限りにおいて、慣例等に捉われず、最大限の効率化を図っていくべき分野であるといえます。

本市では、こうした内部管理等を行うに当たり、庁内への「照会」・「依頼」といった手段を用いることが多くありますが、局によっては、年間百件を超える照会・依頼を行っているところもあり、また、一つの事務に多大な行政コストを要しているものもあることから、次のような考え方の下、見直しを進めていく必要があります。

【見直しの考え方】

- ・多大な行政コストを要している事務を中心に、委託化や、簡素化を図ります。
- ・庁内への照会・依頼等を行うものの、単なる情報収集に終わり、データが活用されていない事務など、形骸化しているものについては廃止します。

3 今後のスケジュール

【見直しの考え方】に基づく個別・具体的な事務・サービス等の見直しについては、平成 28（2016）年度からの本格始動に向け、平成 27（2015）年度中に調査・検討を進め、同年度末の策定を予定している「（仮称）行財政改革に関する計画」の中で明らかにしていくとともに、平成 28（2016）年度予算にも反映します。

今後の事務・サービス等のあり方

平成 27 (2015) 年 3 月

川崎市

川崎市総務局行財政改革室

電 話 : 044-200-2050

F A X : 044-200-0622

E-mail : 16gyosys@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY